

煙突改修工事のため直接搬入を一部規制します。

平取町外2町衛生施設組合からの大事なお知らせ

先に、広報折込みにて配布したチラシ(平成30年2月発行分)にてお伝えしておりますが、本年6月より焼却施設の煙突改修工事を実施します。工事中は、一切の焼却処理が行えません。工事終了まで次のとおり直接搬入を規制しますので、ご理解とご協力をお願いします。

1. 受入時間を変更します

平成30年6月4日(月)から
平成30年8月4日(土)まで
受入時間を午前8時40分から
午前11時30分までとします。

2. 燃えるごみの持ち込みを規制します

- ①生ごみなど腐敗しやすいごみを優先して受け入れします。
- ②枝木、抜根、剪定枝については受け入れできません。
※(株)中村砂利工業平取りサイクルセンター
(01457-2-3201)に持ち込みしてください。
- ③寝具類、衣類、ジュータン等敷物類、木製家具類は、搬入規制解除後に持ち込みするようお願いします。
- ④燃えるごみの中に資源ごみを混入しないでください。
必ずその他紙、その他プラスチック類を別々の袋に入れ、分別した状態で搬入してください。
- ⑤ごみ搬入の際は、必ず指導員の指示に従ってください。